



令和6年3月27日  
九州地方整備局

記者発表資料

マンション管理業者に対する監督処分について

九州地方整備局は、株式会社ダックスに対し、令和6年3月27日マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく監督処分を行いましたのでお知らせします。

詳細につきましては、別添資料のとおりとなっています。

問い合わせ先

九州地方整備局 TEL 092-471-6331（代表）

建政部 建設産業課 課長 井田 悟志（内線6141）

課長補佐 富田 剛史（内線6143）

マンション管理業者に対する監督処分について

株式会社ダックスのマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）違反について、国土交通省九州地方整備局は、本日、同社に対し、同法に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

- 1 処分年月日 令和6年3月27日
- 2 処分を受けたマンション管理業者  
商号または名称 株式会社ダックス  
代表者氏名 代表取締役 平崎 守  
主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区長浜1-1-1  
登録番号 国土交通大臣（3）第093723号
- 3 処分内容  
○法第81条の規定に基づく指示処分  
(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。  
① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。  
② 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。  
③ 日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。  
④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。  
(2) 前項各号について講じた措置（前項にかかる措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を令和6年4月30日までに文書をもって報告すること。また、令和6年9月30日までに当該措置の実施状況を報告すること。
- 4 処分理由  
① 被処分者が管理を受託している複数のマンションの管理組合の財産を、被処分者の元従業員による着服により毀損し、管理組合に損害を与えた。  
このことは、法第81条第1号に該当する。  
② 被処分者が管理を受託している複数のマンションの管理組合において、管理組合の対象月における会計の収入及び支出の状況に関する書面を作成したが、事実と異なる記載を行った。  
このことは、法第76条及び法施行規則第87条第5項に違反し、法第81条本文に該当する。  
③ 被処分者が管理を受託している複数のマンションの管理組合において、管理事務報告書に事実と異なる記載を行った。  
このことは、法第77条第1項及び法施行規則第88条に違反し、法第81条本文に該当する。